

東京都北区役所の位置変更に関する条例を公布する。

令和七年十二月五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四十三号

東京都北区役所の位置変更に関する条例

東京都北区役所の位置を東京都北区王子一丁目に変更する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、東京都北区規則で定める日から施行する。

(東京都北区役所位置変更に関する条例の廃止)

2 東京都北区役所位置変更に関する条例(昭和二十四年二月東京都北区条例第五号)は、廃止する。